

地域防犯連絡所の設置及び運営要綱の制定について

(平成5年3月24日 例規第18号 神防発第186号 神地一発第128号 各所属長あて本部長)

改正 平成6年11月1日 例規第67号 神防発1442号

平成7年3月24日 例規第8号 神務発452号

(概要)

犯罪のない明るい町づくりを推進するため、地域住民と警察を結ぶ総合情報交換の総合的な窓口として、かつ、地域の自主防犯活動の拠点として地域防犯連絡所を運用し、県民の安全と平穏な生活の確保を図ることを目的として制定されたものである。